## 令和6年6月

宇土市議会定例会議員提出議案

## 令和6年6月市議会定例会議員発議議案目次

番	号	議 案 名	ページ
発議第	3 号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見 書	1

## 発議第3号

現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び宇土市議会会議規則(令和4年議会規則第1号)第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年7月2日提出

提出者 宇土市議会議員 今中 真之助 西 田 和 徳 佐 美 三 洋

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰 様

現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2 024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決定されました。

そのような中、マイナンバーカードを巡っては問題が続出しています。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しています。

また、高齢者にとっては、マイナ保険証の紛失、暗証番号の失念、高齢者施設でのマイナ保険証管理の問題等について懸念もぬぐえません。さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしています。今、必要とされることは、何ら不都合なく使えている現行健康保険証を当面の間存続させ、現行健康保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るために政府が冷静な判断をすることではないでしょうか。

上記の趣旨から、次の事項について強く要望します。

- 1 マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。
- 2 マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を当面の間存 続に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月2日

熊本県宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

衆議院議長 額 賀 福志郎 様 参議院議長 尾 辻 秀 久 様 厚生労働大臣 武 見 敬 三 様 デジタル大臣 河 野 太 郎 様